

# 宮城県自然環境保全審議会（平成17年8月5日開催）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

（1）宮城県環境生活部長 三浦俊一

（2）宮城県自然環境保全審議会会長 澤本正樹

### 3 議 題

県指定鳥獣保護区の指定等について

### 4 自然環境部会からの報告

### 5 温泉部会からの報告

### 6 その他

（資料）

〔事前配布〕

1 県指定鳥獣保護区の指定等について

〔本日本配布〕

2 銃猟禁止区域の指定状況について（資料1）

3 自然環境部会の審議結果について（資料2）

4 温泉部会の審議結果について（資料3）

5 平成17年度宮城県ニホンザル保護管理事業実施計画について（資料4）

## 議事要旨

事務局が、開会を宣言した。

出席者（23人中、14名が出席。その後16名）が過半数を満たしていることから、審議会が有効に成立していることが報告された。

三浦環境生活部長から澤本会長へ諮問書が手渡され、三浦部長の挨拶、続いて澤本会長の挨拶が行われた。

審議会における公開・非公開について、議題である「県指定鳥獣保護区の指定等」については、公開とし、温泉部会からの報告については、非公開となることが報告された。

配布資料の確認後、自然環境保全審議会条例第6条第1項の規定により、澤本会長が議事進行を行った。

## 【 議 事 】

澤本会長	議事に入る。事務局から諮問事項及び関連する報告事項を説明願う。
事務局	諮問事項について、資料「平成17年度県指定鳥獣保護区の指定等について」に基づき説明。鳥獣保護区及び特別保護地区指定に関する根拠法令については、資料「鳥獣保護区及び特別保護地区について」を基に説明。報告事項は、資料「平成17年度県指定鳥獣保護区の指定等について」を基に、鳥獣保護区の縮小・更新状況、銃猟禁止区域の指定状況について説明。
澤本会長	確認だが、銃猟禁止区域は、関連で知事の専決事項か。
事務局	知事の専決事項で、報告ということ。
長田委員	賛成だが、普通の保護区と特別保護地区との施策、規制の具体的な違いと告知はどうするのか。
事務局	規制については先に資料で説明したが、鳥獣保護区に関しては、狩猟が規制されるだけであり、特別保護地区に指定されると狩猟が禁止されるほかに工作物の設置や立木の伐採、埋め立て・干拓なども規制される。知事の許可が必要になる。かなり規制が厳しくなる部分がある。希少な鳥獣が生息しているとか、または、鳥獣保護区を中心になっており、重要な部分であるということで指定している。
長田委員	告知はどうやってしていくのか。
事務局	審議会の審議を経て、最終的には県公報告示によってお知らせする。
澤本会長	確認するが、栗駒特別保護地区が諮問に入っているが、県境に位置しており、北側の岩手県も特別保護地区に指定されているのか。
事務局	宮城県と連携し、鳥獣保護区は2,330ha指定しており、そのうち栗駒山頂を中心に1,133ha特別保護地区として指定している。
澤本会長	了解した。
池田委員	金華山指定の関係だが、資料2によると金華山については、特別保護地区として960haと書かれている。一方、9ページの資料（事前配布資料）によると、こちらは鳥獣保護区として960haの更新となっている。鳥獣保護区と特別保護地区と同じ地域に重複して指定されているのか、よくわからない。

事務局	金華山については、全島が鳥獣保護区であり、特別保護地区である。すべてが重要な区域である。
池田委員	特別保護地区ということで制限がかかる。普通の鳥獣保護区は制限がかからない。
事務局	普通の鳥獣保護区は狩猟の禁止だけである。 あくまでも最初に指定されるのは、鳥獣保護区でその範囲内に特別保護地区を指定するものである。
池田委員	特別保護地区は鳥獣保護区内にあるということなのか。
事務局	あくまでも鳥獣保護区が前提である
池田委員	基本的には特別保護地区であるのか。
事務局	そうである。
加藤委員	縮小の角田市の斗蔵山だが、非常に面積が広く、被害が甚大だということだが、具体的な数値をとらえているのか。
事務局	斗蔵山については、被害が一番多いのは水稲である。果樹園などもあり、ナシやモモの被害が多い区域である。16年度の農業被害額は、550万円であるが、ただし、実際耕作放棄をしている人は49人いる。 かくれて目に見えていない額があるので一概には言えないが、数値的には550万円である。斗蔵山では、鳥獣保護区を縮小するにあたって、市で斗蔵山の住民を対象としたアンケートを実施した。被害の状況はどうか、どのような方策をしたらよいかというもので、住民から有害駆除も必要だし、防護柵も必要だが、鳥獣保護区の縮小も必要ではないかという意見も出された。このアンケート調査は平成16年の5月に実施されており、348世帯にアンケートを配っており、回収したのは、184世帯だった。184世帯のうち、農民が158名いた。この158名の殆どが自衛手段を講じていて130名が対策をとっている。放棄している人が49名。こういった状況を県で判断して今回鳥獣保護区の縮小はやむを得ないと判断した。
菊地(永)委員	鳥獣保護区を縮小したことの実質的な効果を教えてほしい。また、縮小後は何か計画があるのか。飯野川の縮小理由で設定当初の目的の1つであったオオハクチョウの飛来数...と書いてあってわざわざ1つと書いてあるのは、主要な目的がこれだったのか。他の目的との関連は。
事務局	斗蔵山については、これから縮小して、狩猟が可能となり、狩猟者の入り込みが考えられる。狩猟期間は例年11月15日から2月15日までとなっているが、狩猟によるイノシシの捕獲が考えられる。狩猟によるイノシシの捕獲も県南で年間300頭くらいある。この鳥獣保護区を縮小するとその部分でのイノシシの狩猟による捕獲が可能となるので被害の軽減も図られると考えるが、狩猟捕獲数と地元被害の状況を聞き、モニタリングを行い、見極めて行きたい。 飯野川は、元々オオハクチョウの飛来が目的だが、指定区分が森林鳥獣生息地で、国の方針で県内の森林で10,000haごとに300ha鳥獣保護区を設置しなくてはならないということになっている。それが理由の1つとオオハクチョウの飛来が

事務局	<p>目的となっていた。</p> <p>北上大堰で飛来が確認されなくなったということに関しては、北上大堰は昭和49年に完成され、鳥獣保護区は昭和50年からの指定となっている。その後5年間かけて建設省で河道の掘削をしてここで水をためて水量の調節をして下流に流すという仕組みを作った。鳥獣保護区は50年に指定されたが、掘削は55年頃まで続き、深くなったため、浅瀬がなくなり、水生植物も変化した。このことがオオハクチョウが減った原因ではないか。飯野川の下流では、ガンカモ調査によりオオハクチョウ等が確認されている。</p>
蟹澤委員	<p>縮小の斗蔵山だが、理由も分かり、地域住民のことを考えると反対ではない。例えば498ha減らして205haにするということなのだが、具体的に面積が変わらないときは必要ないが、かなり大幅に縮小することになるので、斗蔵山のどういう地域が縮小されるか地図があったほうが理解しやすい。例えば耕作放棄地と山林の部分とがわかるような資料をつけたほうが良かった。</p>
事務局	<p>報告事項については、今回は簡単な位置図を付けた。東側と西側を縮小する。残す部分は斗蔵山、鍋森山で鳥獣保護区を中心となる部分となっており、自然環境保全地域である。東側、西側の部分は、農村の集落とナシ・モモの畑である。</p>
内藤委員	<p>斗蔵山と次郎太郎山はイノシシ被害があるから縮小であるとのことだが、対象はイノシシだけではないだろう。他の影響はどうだろうか。サルの場合は保護管理計画があるが、イノシシは対象にならないのか。ニホンジカの保護管理計画も全国でつくられている。</p>
事務局	<p>斗蔵山と次郎太郎山についてはイノシシばかりではなく多種多様な鳥獣が生息している。希少猛禽類も生息している状況であり、角田市教育委員会でも調査している。県でも調査している。ここは、あくまでも飛行を目撃したという情報によって（指定計画書に）掲げている。県でも調査したが、営巣地を確認していない。猛禽類は行動圏域がかなり広いので、飛行して目撃されたという事例だろうと県では考えている。最も自然が豊かな斗蔵山周辺を鳥獣保護区として残すので猛禽類についても大きな影響はないものと判断した。</p> <p>特定鳥獣保護管理計画は、野生生物全てが対象となる。平成14年度からニホンザルの調査をし、保護管理計画を立てた。ツキノワグマについても平成14年度から調査しており、今年度中に専門家の意見を聞きながら保護管理計画の検討をする予定である。県南地域はイノシシの被害が多く、牡鹿半島はシカの問題もあるので、今後シカ、イノシシの保護管理計画が必要か否かも含めて検討していきたい。</p>
澤本会長	<p>イノシシの被害については、段々、南から北に上がってきているというのをよく聞く。対症的にやるのではなく、かなり長期的な考え方でイノシシの被害をどうくい止めていくか、やはり県としても方針をもってもらいたいと思う。これは諮問事項ではないが、ぜひそういうことも検討してもらいたい。</p>
内藤委員	<p>栗駒特別保護地区の公聴会調書で、皆賛成と書いてあるが、条件付き賛成的な発言もあり、有害駆除だけではだめだとか農業被害を少なくするようしなければならぬとか書いてある。それに対する対応など考えているのか。</p>

事務局	農業被害がある場合は、農民に自衛手段をとってもらおうというお願いをしている。イノシシの話の時出たが、トタン柵・電気柵という措置をとってもらって、どうしても被害が防ぎきれないときは、県猟友会と連携しながら、有害駆除を行っている状況である。防護柵、電気柵など特にイノシシの場合は、角田市や丸森町で単独の補助制度を持っており、農民に対して補助をして積極的に地元で防除を行っている。特に角田市の場合は、イノシシ捕獲に謝礼を出している。金華山は、ニホンジカの食害があるが、後に部会から報告があるが、ニホンジカの食害のために防鹿柵を昭和54年度から計画的に設置しており、防鹿柵内には、植栽をし、後継樹を育成し、県の事業として取り組んでいる。
高橋(万) 委員	イヌワシについて教えてほしい。先ほど新しく拡大するところでは、4箇所の営巣地が確認されたと説明があった。4箇所ということは、4つがいと考えてよいか。既成のところでは、10箇所が確認されているということだが、10つがいいるということか。
事務局	1つがいしかいない。1つのつがいがあちらこちらに営巣し、交互に使ったり、気分によって使っているのではないか。いろいろ使うというのがイヌワシの特性である。
安梅委員	それだけにイヌワシは貴重な猛禽類である。
高橋(万) 委員	10つがいというと、これだけの拡大でよいのかと思ったので質問した。内藤委員と重複するが、イノシシの生態、せっかく宮城県方式でサルのことをやっていくというのにイノシシは単純に狩猟を認めるという。反対ではないが、短絡な施策をとるのではなく、イノシシに対してもイノシシの生態を研究しながら行ってほしい。イノシシがかわいそう。
事務局	わかりました。参考にしながら県の事業を進めたい。
沼澤委員	イヌワシの件だが、1つがいしかいないということだが、過去、どのような生育状況になっているのか。
事務局	50年間に32羽のヒナがかえっているという調査結果が地元の研究会から出されている。ただし、その後の行動は把握できない。現在確認しているのは、県内でも5箇所だけ。5つがい10羽以上はいるということしか今のところ分からない。
沼澤委員	翁倉山には1つがいか。
事務局	はい。ただ、他の地区にも単独でいたり、目撃情報もあるので、少なくとも10羽以上は県内にいるだろうという認識である。
沼澤委員	この地区には、過去にどれくらいいたのか。
事務局	翁倉山では、ここ10年間の間に4羽ヒナが巣立っている。その後どこかに行ったかは分からない。その他、栗駒で見られたとか白石川の上流で見られたとかの情報があるが、県として営巣地は5箇所、10羽を確認している。

沼澤委員	ヒナは必ずしも成鳥にならなかった可能性があるということか。
事務局	はい。
千田委員	鳥獣保護区・特別保護地区の指定後の運用，監視，パトロールという運営面でのバックアップは。
事務局	国で示した指針の中に鳥獣保護員制度というものがあり，各市町村に1名ずつ，宮城県の場合は自然保護員に鳥獣保護の業務も兼務してもらっている。自然保護員に鳥獣保護区の状況，異常の有無など管理をお願いし，県に情報提供していただいている。
千田委員	鳥獣保護区を増やすということは，人を増やすということにつながるのか。
事務局	市町村に一人ということ。毎日勤務しているという訳ではなく，月に何日ということで県で指針を定めており，巡視して，異常があった場合は，事務所に連絡してもらっている。
千田委員	拡大したことで仕事量が増えるということだが，そのことについて何か処置するのか。その必要はないのか。
事務局	イヌワシということで念入りに見てもらおう。 市町村合併もあるが，旧市町村に1名なのでそのまま従来の形でいく。
高橋(万)委員	飯野川のオオハクチョウの件だが，なぜ飛来が少なくなったか理由を先ほど言ったが，もう少し丁寧に教えてほしい。昭和49年に大堰ができてその後，今平成17年なのでずいぶん昔の事象である。河道を掘削してというのもずいぶん前のことである。なぜ今平成17年なのか。いつから飛来が少なくなったのか。なぜ少なくなったのか。先ほどの説明からは分からない。
事務局	北上大堰完成後に実施された河道掘削により，生息環境が変わったことによるものと推測している。そのハクチョウがどこへ行ったのかであるが，北上大堰の下流では，今年のガンカモ調査でも調査ポイントとなっていて，オオハクチョウが35羽，マガモが122羽，カルガモが173羽確認されている。いなくなったハクチョウについては，下流に移動したのか，あるいはこの周辺に自然豊かな川があり，その川に分散していったものではないかと考えている。
澤本会長	野鳥の会から何か情報がないか。
安梅委員	飯野川のことはよく分からないが，長年，丸田沢堤（水の森公園の一角にある）を見てきたが，一番初め，平成8年くらいから見始めた時は，26羽オオハクチョウがいたが，去年はテレビ・新聞が取材に来て，いろいろな人が知ることとなり，130羽オオハクチョウがきた。ガンカモ，鳥類はとても利口な頭を持っており，自分たちが住みやすいところに飛んでいくと思う。反対に私たちが住みやすい環境を提供してあげなくてはならないというのが，私たちに伝わってくる。皆でやさしく環境を見守っていく。オオハクチョウは浅瀬がなくなると居づらくなるので自分たちがより長く越冬できる地域に飛んでいくと思う。

澤本会長	<p>ハクチョウの餌付けが方々で行われているが、ガンは餌付けをしても寄って来ないが、ハクチョウは割とすぐ集まってくる。よりいいところに集まったと思う。</p> <p>諮問された内容よりは、報告の方がいろいろ発言が多かったと思うが、今回の主要な議題である鳥獣保護区等の指定、変更、拡大等につきまして知事からの諮問については、事務局から提案されたとおりに了承してよろしいか。</p>
委員	異議無し
澤本会長	ありがとうございます。
沼澤委員	イヌワシに限定して考えると保護地域を増やすこと自体が十分プラスになることだと思うが、別なことを考えなければ。例えばイヌワシを将来的に増やしていく、繁殖とか飼育とかどうすればいいのか。地球全体の環境が彼らにとって住みにくい世の中になっているのか。県でできる範囲なのか。
事務局	例えば、狩猟鳥獣のキジについては、人工増殖によるキジを県で狩猟のために放鳥している。イヌワシについては、生態がまだよく分かっていないし、人工増殖がイヌワシにとっていいのかどうかという議論もあると思うので、参考にさせてもらいたいと思う。
澤本会長	雑談にはなるが、ワシタカ研究会の立花さんから話を聞いたことがあるが、猛禽類の死骸から抗生物質が出た。ハトを捕まえたり、養鶏場で首を捨てたり、違法投棄したものを猛禽類が食べるので、結局、我々が生活しているいろいろなものが出てくるのを最終的に一番生態系のトップのところに濃縮されてくるようなことがある。生息地を守るだけでは守りきれないところがあるということを知った。
澤本会長	<p>それでは、本日の議題である、知事からの諮問についての審議はこれで終了する。</p> <p>続いて、自然環境部会から報告があるので、部会長の菊地委員から報告願う。</p>
菊地(永)委員	(資料2に基づき報告)
澤本会長	<p>質問があればお願いします。</p> <p>続いて温泉部会からの報告にはいるが、この後は非公開になる。傍聴者、報道関係の方がいれば、退席願う。よろしいか。</p> <p><b>* 温泉部会報告は非公開</b></p>
澤本会長	それでは次に進むが、議事次第ではその他になる。資料としてニホンザル保護管理事業実施計画というのがあるが、これの説明はあるのか。
事務局	(資料4に基づき説明)
澤本会長	今の報告について何か質問はないか。

内藤委員	<p>栗駒鳥獣保護区までニホンザルが生息しているとあるが、なぜか。追い上げをやっていくと追い上げられた区域に生息できる数は決まっているので、そこからはみ出してきたのが栗駒のほうに行く可能性はある。栗駒を含めた全体的な計画を作る必要があると思うがどうか。隣接県との連携ということが関連対策として載っているが、実際に今のところ福島県と会議をやっているのか。七ヶ宿のサルは、元々福島に生息していたが、福島の山の国有林が伐採されたため、七ヶ宿に来たという話を聞いている。ほんとかどうか分からないが、確かに向こう側にいたものが、出てきたという形跡があるようだ。ぜひ他県とはちゃんとしておかないといけない。</p> <p>多分、環境容量が決まっており、そこにいる個体数は同じなので追い込められて完全に包囲すれば餌がなくなるので出産率が減って個体数が減ってということになるのだろうが、その行ったりきたりをやるようだといつになってもけりが着かないということがあるので。</p> <p>捕獲と書いてあるが、捕獲をした個体というのは、どう処理されているのか。</p>
事務局	<p>栗駒では群れの生息は確認されていない。加美の群れが宮城県で一番北部の群れだが、栗原市には群れとして存在していない。岩出山には昨年、5、6頭のグループは確認されている。その群れが加美の群れだとは確認されていない。栗駒鳥獣保護区とは関係がないと考える。単独で生息しているサルは全県域におり、200頭ぐらいいる。栗駒には、群れは確認されていないので、保護管理計画にも入っていないし、今回の事業実施計画にも入っていない。隣接県との関係だが、今回の計画がある程度まとまった時期に山形・福島県に計画内容を説明している。福島は今年度、ニホンザル保護管理計画を策定する予定で連携を深めていきたい。山形は現在調査中で来年度中には作る予定である。今後も連絡を密にし、連携を図っていきたい。</p> <p>捕獲個体の処理は、基本的には焼却している。場所によっては埋設というものもあるが、鳥獣保護法ではきちんと処理することとなっているので基本的には焼却か埋設ということになっている。</p>
高橋(万) 委員	<p>河川の流域にいるのではないかと。河川管理者との情報の提供、連携はどういうふうになっているのか。有害な個体というところで、七ヶ宿町だけがメスザル中心となっているが、何か意味はあるのか。</p>
事務局	<p>河川に住んでいるという訳ではないので、直接情報提供ということはない。七ヶ宿町では、以前から捕獲を行っており、人慣れが進んでいる群れは、逃げない。10年、20年撃たれているので逃げ足も速い。数をとにかく減らさないとうしようもない状態で年間70～100頭撃っているが、それでも数が減らない。数を増やさないようにするため、メスザルと考えているのではないかと。</p>
沼澤委員	<p>薬物による避妊はどうか。外国ではやられている。そのようなことは考えないのか。</p>
事務局	<p>学術的にも倫理上の問題もあり、全国的にも実施されていない。</p>
沼澤委員	<p>殺すほうが倫理的には悪いのでは。</p>
事務局	<p>一度捕まえてから避妊するということが。</p>



沼澤委員	例えば餌に混ぜておくとか。
安梅委員	その場合、他のサルが食べたとき薬害がでるのではないか。
沼澤委員	それはないと思う。やり方によってはいろいろな問題があると思うので検討しなくてはならない。
事務局	違う委員会でそのような話もあるが。
澤本会長	今日は欠席だが、伊澤委員がサルの生態には非常に詳しいので、伊澤委員の指導を受けてやれば間違いないと思う。
加藤委員	いろいろな地域で人とサルとの良好な関係ということを言っているが、サルは追い上げる、じゃまだから戻してしまえというところがあるが、なかなかサルと人間が住み分ける状況にいかない。このままこの方式で行くと永遠にうまくいかないのではないかと思われる。サルは十分な食物があれば、下りてこないということも考えられるので、もう少し長期的に考えて山の中に実のなる木を植林していく方法を全体的に取り組むというのも基本的には大事ではないか。追い上げるばかり考えても結局結論が出ないと思う。
事務局	奥山に戻して人を見ると逃げるような緊張感のある関係を構築するのが本来の形で圧力が必要だということだが、金華山に今220頭いるが、特に増えも減りもせず、数年に一度、子供が多く死ぬ。大きい山ではなく、シカもいる。ほとんど食べ物は無い。あの中で数が変わらず生きている。それを考えると今の数で奥山に戻しても生きて行くことはできると考える。あまり食べ物を増やすと奥山で増える。ギリギリの状態にいるのが野生鳥獣で人間が甘やかすとバランスを崩す。今の数だと奥山に戻っても生きていけると思う。
加藤委員	戦後、伐採してスギを植林してしまった事実もあるので、そういう中でサルの生態も変わってきた感じがする。少し手を加えて自然に戻すことが大事だと思う。
事務局	あまり強調されていないが、市町村が森林整備計画を立て、県でも指導を行い、県有林を経営している。国は森林管理局が国有林を管理しているが、野生鳥獣に配慮した施策も行っている。経済的な面で森林施業が大変厳しい状態にあり、費用対効果が得られないため、なかなか進まない状態にある。クマの話にもあるが、里山の荒廃が言われている。野生鳥獣が農地に侵入する原因として大きなものがあるのではないか。その辺も含めて対策はとっていくが、経済的な背景もあり難しい面もある。対策としては実施していくこととなっており、追い上げだけが強調され、目がいってしまうが、同時に実施していくことが大切と考える。
内藤委員	松山・鹿島台のサルは奥羽山脈から出てきたが、こういうことは、他の地域でもおこる可能性がある。その時にその地域で計画を作ろうという形だが、県という1本の形の管理計画を作っておけば、いつどこで出てきてもすぐ対応できると思うがどうだろうか。

事務局	基本となるのは、本年3月に策定したニホンザル保護管理計画で、それに基づいて実施計画を市町村が作り、県、関係市町それぞれの役割に応じてその内容を示したのが、今日の資料である。他の市町村に出た場合はそこも保護管理実施区域に加えて、あくまでも宮城県の保護管理計画に基づいたものを実施する。
内藤委員	出てきたらそこに居座ることを認めるのか。
事務局	隣接の市町に侵出した場合、また分裂して移動した場合は、元の市町に戻すことに全力を上げるということだが、全頭捕獲し、物理的にそこに持って行かないと難しい。
加藤委員	評価はAからどれくらいまであって、どういうふうに分かれているのかわからない。
事務局	前回の審議会で計画を示していて、その中にあるが、AからFまであり、Aが野生本来の姿でFはどうしようもないもの。
加藤委員	Fが多いということか。
事務局	はい。
澤本会長	サルの報告については、これで打ち切る。その他で他に発言あるか。  よければ、これで自然環境保全審議会の審議を終了する。

## 宮城県自然環境保全審議会（出席者名簿）

（委員）			（県職員）	
役職	氏名	出欠	職名	氏名
会長	澤本正樹	出	【環境生活部】	
副会長	菊地永祐	出	環境生活部長	三浦俊一
副会長	沼澤光輝	出	【自然保護課】	
委員	阿部育子	出		
"	安梅祐紀子	出	自然保護課長	佐藤恭一
"	伊澤紘生	欠	技術副参事兼技術補佐	永田一朗
"	長田洋子	出	課長補佐（企画班長）	大場亮
"	加藤和子	出	課長補佐（自然保護班長）	佐々木均
"	蟹澤聰史	出	課長補佐（鳥獣保護班長）	竹内信次
"	櫻中良壽	出	主任主査	大村淳
"	佐藤潤	欠	技術主査	佐藤夕子
"	佐藤源之	欠	主事	穴戸貴幸
"	嶋津千枝子	欠	【薬務課】	
"	高橋万里子	出		
"	高橋勇次郎	欠		
"	千田 侖	出	技術補佐（薬事温泉班長）	榎野光永
"	内藤俊彦	出	技術主査	梶原由紀子
"	森谷尚生	欠		
"	横山英子	欠		
"	菊地健次郎	出		
"	坂下康子	出		
"	佐藤仁一	出		
"	池田康久	出		